

令和4年度税制改正の概要 参考資料

令和3年12月



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

1. 福島関係

- | | | | |
|-----|------------------------------------|-----|---|
| (1) | 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長 | ... | 1 |
|-----|------------------------------------|-----|---|

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|---|
| (1) | 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長 | ... | 2 |
|-----|------------------------------|-----|---|

3. その他

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| (1) | 住宅ローン減税の被災者向け措置の延長 | ... | 3 |
| (2) | 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を被災者が受けた場合の贈与税の非課税措置の延長 | ... | 4 |

福島関係：帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の延長

改正概要

- 帰還・移住等環境整備推進法人に係る課税の特例措置のうち、令和3年度末(令和4年3月31日)に適用期限を迎えるものについて、**適用期限を3年間延長し、令和7年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

- 避難解除区域等内において帰還・移住等環境整備推進法人^(注1)に対して土地等を譲渡した場合等に以下の特例措置を適用する。

(1) 公共施設^(注2)の整備に関する事業(公共施設整備事業)のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等

① 土地等を譲渡した場合

帰還・移住等環境整備推進法人

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)
地上権設定等の登記(本則1%→0.5%) } **〔令和7年3月31日まで〕**
【不動産取得税】 課税標準から土地の価額の1/5を控除
【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額
〔令和7年3月31日までの施設整備完了分につき5年度分〕

② 土地等を無償で貸し付けた場合

無償で貸し付けた者

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を1/3に減額
〔令和7年3月31日までの施設整備完了分につき5年度分〕

(注1) 避難指示の対象となった12市町村において、まちづくりや帰還・移住等環境整備の面で行政の機能を補完する団体として当該12市町村が指定する一般社団法人等。

(注2) 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設、道路、公園、緑地、広場

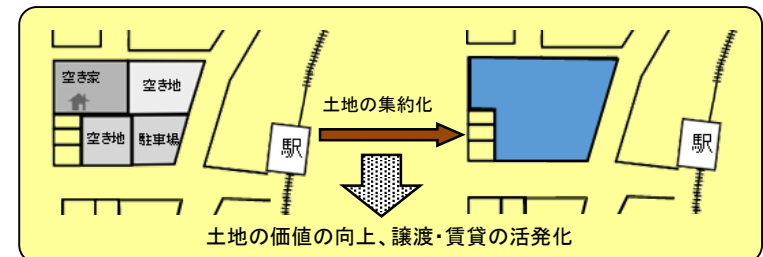
- (2) 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地(おおむね500㎡以上)とする事業(土地集約化事業)のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合

帰還・移住等環境整備推進法人

【登録免許税】 所有権移転登記(本則2%→1%)
地上権設定等の登記(本則1%→0.5%) } **〔令和7年3月31日まで〕**

※(1)及び(2)の国税に係る特例措置については公益認定を受けた法人に限る。

<土地の集約化のイメージ>



改正概要

- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置について、**産業復興機構(注)が支援する事業再生にも本特例が適用されるよう適用対象者を拡充のうえ、適用期限を3年延長し、令和7年3月31日までとする。**

(注)東日本大震災における二重ローン問題への対応として、被災事業者の震災前債権を買い取り、事業再生に向けた支援を行うために岩手・宮城・福島・茨城・千葉の5県に設置されている。

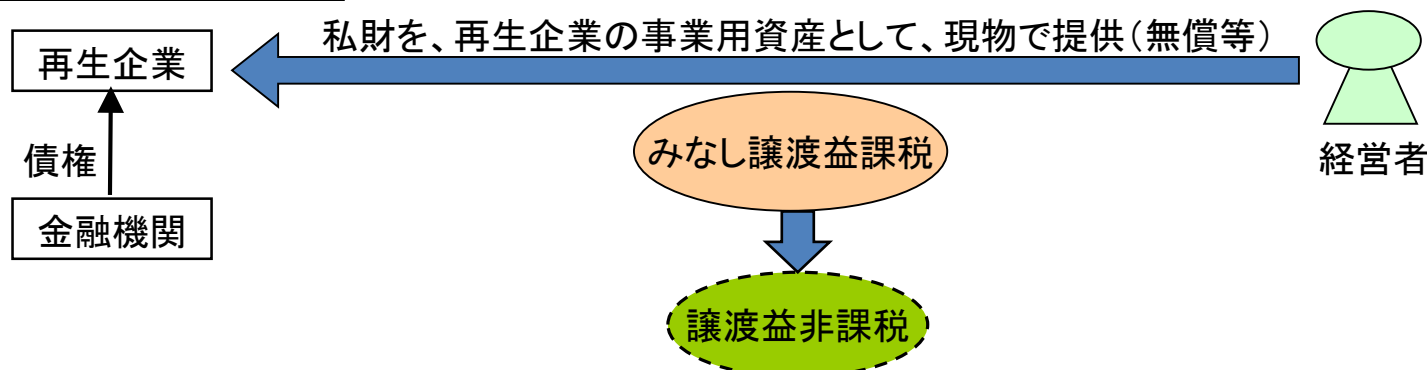
改正後の特例の内容

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業(注1)の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」(注2)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、**令和7年3月31日までの間、譲渡益を非課税とする(注3)。**

(注1) (1)中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済につき条件変更を受けていること、又は(2)平成28年4月1日以降に初めて支援決定を受けていること等、の要件のいずれかを満たす内国法人。

(注2) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会、震災支援機構等の)準則に則り作成された計画を言う。

(注3) **産業復興機構が支援する事業再生にも本特例が同様に適用される。**

○再生企業に対して私財提供

(注)震災税特法第11条の7第3項

等



その他：直系尊属から住宅取得等資金の贈与を被災者が受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

改正概要

○東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、**適用期限を2年延長し、令和5年12月31日まで**とする。

改正後の特例の内容

○東日本大震災の被災者が令和5年12月31日までの間に直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち最大1,500万円までの金額について贈与税を非課税とする。

＜受贈者・贈与者の要件＞

○受贈者

- ・18歳以上の者
- ・合計所得金額2,000万円以下（※40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円）
- ・東日本大震災の被災者（家屋が滅失した者、警戒区域内の家屋に居住していた者等）

○贈与者

- ・受贈者の直系尊属（年齢要件なし）

＜非課税限度額等＞

東日本大震災被災者向け

非課税額（耐震等※）	非課税額（左以外）	面積要件
1,500万円	1,000万円	40㎡以上 （上限なし）

※耐震・省エネ・バリアフリー住宅

（参考）全国一般向け

非課税額（耐震等※）	非課税額（左以外）	面積要件
1,000万円	500万円	40～240㎡

※耐震・省エネ・バリアフリー住宅